

住居確保給付金のご案内

休業等に伴う収入の減少により、家賃の支払いに困り、
住居を失うおそれが生じている方々について、
**原則3ヶ月、最大9ヶ月、家賃相当額を
自治体から家主さんに支給します。**

(これまで)

- ・ 対象：離職・廃業から2年以内の方
- ・ 要件：ハローワークへの求職申込みが必要

対象の拡大 (4月20日～)

**休業等により収入を得る機会が減少し、
離職等と同程度の状況にある方も対象**

更に使いやすい制度へ (4月30日～)

**申請時のハローワークへの求職申込みが不要に
※当分の間**

○支給上限額 (目安) (円)

	単身世帯	2人世帯	3～5人世帯
秋田市以外 (3級地)	35,000	42,000	46,000
秋田市 (2級地)	32,000	38,000	42,000

○収入要件 (目安)

(円)

	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
秋田市以外 (3級地)	113,000	157,000	186,000	221,000	255,000
秋田市 (2級地)	113,000	161,000	199,000	236,000	274,000

○資産要件 (目安)

(円)

	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯以上
秋田市以外 (3級地)	468,000	690,000	840,000	1,000,000
秋田市 (2級地)	486,000	738,000	942,000	1,000,000

※その他、求職活動等支給には要件があります。

お住まいの自治体の自立相談支援機関
(住宅、仕事、生活などの相談窓口)にご相談ください。